

## 平成23年度 第2回税制調査会議事録

日 時：平成23年6月7日（火）17時00分～

場 所：中央合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

### ○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

本日は社会保障と税の一体改革について審議を行います。一体改革については、2月以降5回にわたって税調懇談会を開催し、集中検討会議における検討状況等を随時フォローアップしてまいりました。

このたび6月2日に開催された集中検討会議において、社会保障改革案がとりまとめられ、社会保障の安定・強化のための改革案とそれに必要な安定財源の確保と財政健全化の同時達成に向けた基本的枠組みが示されました。

また、翌3日の政府・与党社会保障改革検討本部において、官房長官より6月20日には政府・与党としての成案を決定したいとの発言がなされました。このため、税制調査会においては、全体会合を再開し、政府・与党における一体改革の成案決定に向け、集中的に議論を行ってまいりたいと思います。皆様、よろしく願いいたします。

まず、審議に先立ちまして、会長、会長代行から御挨拶を頂きたいと思います。

野田会長、お願いいたします。

### ○野田財務大臣

どうも皆さん御苦勞様でございます。この度、与謝野大臣の御尽力によりまして、集中検討会議において社会保障の維持・強化とそれを支える必要な財源の確保の在り方について「社会保障改革案」、いわゆるたたき台がとりまとめられました。

国民が安心できる社会を実現するためには、社会保障の安定強化、それに必要な安定財源の確保と財政健全化の同時達成が不可欠でございます。この一体改革については、先ほど五十嵐副大臣がお話しされましたとおり、今月の20日には政府・与党において成案をまとめる方針となっております。また、お隣に玄葉大臣がおられますけれども、先の3党合意においても、この一体改革については政府が実行の案を可及的速やかに、かつ明確に示すこととされています。こうしたこれまでの私どもの政府内、与党内、野党との協議も踏まえながら、これから精力的に、限られた時間でございますが、議論を進めさせていただきたいと思っております。

昨年10月の税調再開に際して、菅総理から税調に対して政府・与党における一体改革の議論と緊密に連携をとりながら、税制面からサポートし、税制抜本改革のビジョン策定に向けた議論を進めるよう指示がなされているところでございますので、そうしたことも踏まえての対応をしていきたいと思っております。

税調として言うべきことについてはしっかりと成案決定のプロセスの中において、政府・与党本部につなげていきたいと思っておりますので、是非忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。

私からは以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、続いて片山会長代行、お願いいたします。

○片山総務大臣

皆さん、お久しぶりであります。またよろしくお願ひ申し上げます。

今、会長からお話がありましたように、これまで主として政府の中で社会保障のあり方とそれに伴う財源論としての税制のあり方について御議論をしてみいりまして、一応のたたき台がまとまったということで、後で説明があると思います。

これから政府内から世の中に出て行ったときにきちんと理解をしていただく必要があります。社会保障のあり方というのは国民の多くの皆さんに大変関心の深い分野でありますし、まして税、特に消費課税になりますと国民が対象になりますので、国民の大方の皆さんの御理解を得る必要があると思います。是非それぞれの方々が忌憚のない意見を闘わせて御議論をいただいて、その議論を踏まえて国民の皆さんの理解に到達するような深い議論になればと思っています。

時間的制約もあると思いますが、是非密度の濃い質の高い議論を経た上で政府税制調査会としての案、考え方としてとりまとめができればと願っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、玄葉会長代行、お願いします。

○玄葉国家戦略担当大臣

今日は私以外にも、党からは小沢鋭仁税制改正 PT 座長が御出席ですが、社会保障のあるべき姿について、党でも提言をさせていただいたところがございます。それを踏まえて、政府・与党の社会保障の姿が出てきて、更に財源の、言わばたたき台が出てきているという状況でございます。

党としては調査会と PT、つまり調査会というのは税と社会保障の一体改革のための調査会、それと税制改正 PT、合同で何とか財源も含めて結論を得たいと考えているところがございます。

子どもたち、あるいは孫たちに豊かさを引き継ぐためには、避けて通れない少子高齢化社会を、世界に先駆けて、まず日本が解決する。そのためにはこの財源の問題も正面から議論して結論を得ていかなければいけないだろうと考えておりますので、皆様にもよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、与謝野会長代行、お願いいたします。

○与謝野内閣府特命担当大臣

たたき台のとりまとめに当たりましては、民主党の社会保障と税の抜本改革調査会とも足並みをそろえて議論を行いまして、5月末に出された同調査会の報告書の内容を踏まえたものとなっております。

社会保障・税一体改革は、社会保障の持続可能性を維持していく観点からも、また日本の財政に関する市場の信認を得る観点からも喫緊の課題であり、昨年末の閣議決定に示された道筋を確実に実現することが重要であると思っております。税制調査会におかれては、社会保障改革案について税制面の御審議をいただき、一体改革の成案につなげていただきたいと思います。

委員各位の慎重なる御審議をお願い申し上げまして御挨拶といたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。それでは、カメラは退場をお願いいたします。

(カメラ退室)

○五十嵐財務副大臣

なお、野田会長、玄葉会長代行、与謝野会長代行におかれましては、この後、官邸において別の会議に出席をされるため、途中退席されると伺っております。あらかじめ御承知おきをいただきたいと思います。

それでは、審議に移りたいと思います。最初に、今般、税制調査会において、一体改革について審議を行うに当たり、議題となる事項について御説明を申し上げます。議題は主として2つございます。1つは今回の改革案において示された、社会保障の安定財源確保の基本的枠組みについてです。この後、内閣官房より詳しく御説明がございしますが、改革案では社会保障の財源として消費税収を主要な財源とし、まずは2015年度までに段階的に消費税率を10%まで引き上げること等が提言されております。このような社会保障とその財源確保に関する基本的な考え方について、委員の皆様より御意見等をいただき、あるべき税制の観点から議論を深めてまいりたいと思います。

もう一つの議題は、税制抜本改革の基本的な方向性についてとりまとめを行うことであります。今回の改革案で社会保障・税一体改革においては、所得、消費、資産にわたる税制全般の改革を実施していく旨が明示されたことを踏まえ、税制調査会としてこれまで検討を積み重ね、税制改正大綱にお示ししてきた考え方を改めて確認し、所得、消費、資産にわたる基幹的な税目について基本的な方向性を整理し、それを一体改革の成案に反映させる必要がございます。

まずは集中検討会議においてとりまとめられた社会保障改革案について、同会議事務局の香取社会保障改革担当室審議官より御説明をいただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○香取社会保障改革担当室審議官

内閣官房社会保障改革担当室の審議官の香取でございます。

お手元封筒の中に資料が入っております。「社会保障改革案」とあります文章編、カラー刷りの別紙1、2、3、それと幾つか白黒のものがございまして、これを使って御説明をしたいと思います。

今、お話がありましたように、先週6月2日に集中検討会議におきまして社会保障改革、原案ということでとりまとめたものでございます。文章に沿って御説明いたします。

まず、この集中検討会議でございますが、本年2月に発足いたしまして、震災の間の中断がありましたが、6月2日の会議を含めて10回、それ以外に震災の間に非公式会合というものを4回やりましたので、全体で14回会合を開いております。

この間には様々な関係団体からのヒアリング、マスコミ、関係省庁、地方自治体、有識者等々からのヒアリングを行いまして、5月12日には厚生労働省の改革案が提出されております。それ以外に23日、30日と会議において総理からお示しがあつた事項、与党、民主党、国民新党それぞれから社会保障改革について御報告をいただきまして、こういったものを総合的に勘案して具体的な方向をとりまとめたものでございます。

まず最初に全体像ということでございますが、現行社会保障制度の枠組みがつくられました60年代、高度成長期の時代以降の今日までの社会経済情勢の変化を踏まえまして、社会保障の原点、国民の自立を支え、安心して生活ができる社会基盤を整備するという原点に立ち戻りまして、その本源的機能の復元と強化を図るということで、具体的には一昨年(2014年)の社会保障国民会議あるいは安心社会実現会議以来の様々な議論の積み重ね、昨年12月の政府・与党の社会保障改革に対する有識者検討会で報告されました「3つの理念」「5つの原則」を踏まえまして社会保障機能強化の確実な実施と社会保障全体の持続可能性を確保ということで、以下の諸点に留意しながらとりまとめたものでございます。

まず1つは、自助・共助・公助のバランスというものに留意しまして、国民相互の共助・連帯の仕組みをベースに社会保障の機能強化を図る。その際には、格差・貧困の拡大あるいは社会的な排除を可能な限り回避しまして、国民一人ひとりが社会に積極的に参加して支えとなって居場所と出番をつくれるような社会をつくっていくという点。

2つ目は、必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度の効率化というものを同時に行うということによりまして、必要な給付を確実に確保しつつ、負担の最適化を図るということで、高機能で中長期的に持続可能な制度を図る。

3点目は、給付・負担両面で、世代間のみならず世代内での公平を重視した改革を行う。

最後に、経済と社会保障あるいは社会保障と財政健全化といった同時に達成すべき課題について、これを実現するというものでございます。

「(1)改革の優先順位」ということでございますが、厚生労働省案に基本的方向性としてそこにお示ししてありますような4つの方向性が示されています。これを踏まえまして、1つ目に子ども・子育て支援、若年対策。2つ目に医療・介護等のサービス改革、3つ目に年金改革、4つ目に制度横断的課題としての貧困・格差、低所得者対策というものに優先的に取り組むこととしております。

個別分野の具体的改革につきましては、1つには先ほど申し上げました総理から御指示のありました安心、支え合い、成長、それぞれの3本柱。負担と給付の関係が明確な社会保険（共助・連帯）の仕組み、この枠組みの強化というものを中心に機能強化を考えること。3つ目に、それを前提として、社会の分断・二極化あるいは貧困・格差の再生産の防止という観点から、社会保険制度の適用拡大あるいは低所得者対策などを実施することによりまして、セーフティネットを強化するということ。4番目に世代間のみならず世代内、特に高齢世代内の公平の確保という観点から、所得再分配の強化等を行い、負担・給付の両面の見直しを行う。5つ目に、医療・介護・保育といったサービス分野につきましては、多様な主体の参加、「新しい公共」の創出等、成長への貢献ということと地域に根ざしたサービス提供の実現を図る。こういった点を中心に機能の充実と給付の重点化、効率化というものを同時に実施するとしたものでございます。

具体的な個別分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目の内容と、それぞれの改革の工程につきましては、別紙1、カラー刷りの横長のものがあると思いますが「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」にお示ししたところでございます。

これを見ていただくと、それぞれ充実すべき項目と重点化・効率化すべき項目を対でお示しする。この2つを同時に実施することで全体を構成するという作り方をしてございます。詳細を御説明すると時間がかかりますので省略しますが、2ページをお開けいただけますと例えば医療の欄でございますが、上に医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化という欄がございますけれども、例えばこの欄については医療の供給体制の充実強化を図るということで、病院・病床の機能分化でありますとか、急性期医療への医療資源の集中投入あるいは入院の機能強化、在宅医療の充実といった機能強化を図る。それによりまして点線で囲ってありますような具体的な数値目標あるいは機能強化の数字をお示した上で、機能強化でおよそ8,700億円程度の財源を投入する。

その裏返しとして、こういった機能強化によって平均在院日数の減少を図るということで、全体の病床数を増やすことなく必要な機能を強化するというところで、これによる削減効果4,300億円をカウントするというところで、差引、15年段階で0.4兆円の所要額を出す。これにつきましては診療報酬・介護報酬の体系的な見直し、あるいは基盤整備のための一括的な法整備を行いまして、2025年までにあるべき姿を実現する。こういった形で充実と機能強化を同時に行いながら、全体の改革を図っていくという形で全体の構成が出来てございます。

別に白黒で2枚「社会保障改革の主な項目」をお示しました。こちらに項目を主なものを並べまして、それぞれの所要額を書いてございます。子ども・子育てにつきましては子ども・子育て新システムの創設によりまして、保育の量的な拡充あるいは幼保一体化等を行うことで、全体として約0.7兆円の所要額。

医療・介護につきましては、ただいま御説明しました供給体制の関係では約0.6兆円。保険者機能の強化に伴うセーフティネット機能の強化等々によりまして、所要額約1兆円。

年金に関しましては新しい年金制度の創設と、それに向けた現行制度の様々な改善を図る。

特に最低保障機能の強化等々をやりまして約0.6兆円ということで、全体として2015年度約2.7兆円の所要額の公費を計上したところでございます。

恐縮ですが、もう一度先ほどの資料1に戻っていただきまして、4ページ、5ページを開けていただきたいと思います。この2.7兆円でございますが、申し上げたように充実と重点化・効率化を同時に行うということでこの数字が出てきておりまして、下の青い欄の括弧書きでございますが、全体として充実すべき要素で約3.8兆円、重点化・効率化によりまして最大2.1兆円の削減ということで、差引、2.7兆円ということでお示したところでございます。

本文に戻っていただきまして、ただいま申し上げました個別分野における主な改革項目、充実項目、重点化・効率化項目につきましては、各分野ごとに3～5ページにかけましてすべて列挙いたしてございます。

5ページですが、貧困格差対策につきましては再掲ということで、短時間労働者の社会保険の適用拡大、その他それぞれ制度横断的に改革する貧困格差対策につきまして、再掲でお示ししているところでございます。

(3)は共通番号制度の早期導入ということで、番号制度につきましては6月に「社会保障・税番号大綱」を策定することにしておりまして、今秋以降、できるだけ早い時期に国会の法案提出を目指すことが記載されているところでございます。

6ページは今、御説明しました改革の中身の費用の推計を、もう一度整理してお示したところでございます。今、申し上げましたように改革全体を通じまして、2015年度においては充実によって約3.8兆円、重点化・効率化によって最大1.2兆円を想定しておりまして、これを1つの目途といたしまして同時実施によって追加所要額、公費全体として約2.7兆円ということで見込まれてございます。

分野ごとにお示しをしますと、子ども・子育て0.7兆円、医療・介護は最大1.6兆円、年金0.6兆円、貧困格差対策は再掲で1.4兆円ということで、この合計額が2.7兆円となっております。

申し遅れましたが、ここでお示ししております公費はすべて国・地方の両方の額をトータルしてお示ししていますので、国・地方合わせての額ということでございます。

この改革を行いました後の2015年における社会保障給付全体の絵姿でございますが、別紙2を御覧いただきたいと思います。改革後の絵姿では2012年の社会保障給付費は概ね121.9兆円と見込まれております。このうち国・地方にかかる公費の額が約47.4兆円、そのうちで後でお話をいたしますが、医療、年金、介護、子ども・子育て、社会保障4経費にかかる部分は約42兆円と見込まれているところでございます。

以上が社会保障改革に関わる部分で、7ページ以降は税制との一体改革、社会保障の財源確保、安定財源の確保、財政健全化の同時達成に関わる部分でございます。

1の安定財源確保の基本的枠組みということで(1)でございますが、民主党の「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理、これは昨年12月にお取りまとめいただいたものでござ

いますけれども、こういった中間整理と、これまで社会保障財源のあり方につきまして、様々、類似の報告がございます。あるいは税制改正法その他関係法律の規定を踏まえまして、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合うという観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源として確保すると明記しております。

消費税収の用途につきましては、御案内のように現在は国分が予算総則上高齢者3経費に充てられているわけですが、今後はこれを基本としつつ、その全額の用途を「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」、社会保障4経費とこの報告では呼んでおりますが、これは21年の税制改正法附則104条の規定を引いているものですが、これに拡充をしております。

(2)は税収の用途の明確化でございます。消費税収（国・地方）はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わないことといたしまして、消費税を社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含めて区分経理を徹底する等、用途の明確化を図るということで、消費税収の社会保障財源化について記しております。

さらにということで、将来的には4経費以外の社会保障給付、公費全体につきまして消費税収を主たる財源とした安定財源を確保するという方向をお示したところでございます。

これにつきましては別紙3を御覧いただきたいと思っております。1ページ目は御案内のように現在の予算総則の絵姿をお示したものでございます。11年予算ベースで国・地方の消費税収12.8兆円、うち国が7.2兆円ですが、この部分は予算総則上、高齢者3経費に充てられることになっておりまして、高齢者3経費17.2兆円のうち、7.2兆円は国分の消費税をもって賄われております。

これにつきましては今後はということで右側、附則104条の規定に沿いまして、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対するための施策に要する費用に充てられる。このことを予算及び決算において明確にするということで、今後はこういった形で拡充するというものでございます。

2ページ目は、拡充をするとどういう絵柄になるかというものを簡単に書いたものでございます。2011年度、ここでは国・地方の消費税全体でお示しておりますが、全体で見るとこのような形です。現状のまま15年になりますと真ん中になりまして、少子化も含めた社会保障4経費という形にしますと、その右側の絵となります。

本文に戻っていただきまして(3)でございますが、国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保でございます。上記(1)及び(2)の改革を進めるに当たりましては、国民一人ひとりに包括的な支援を行うという社会保障の考え方からしますと、住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であるということで、地方における分権的な社会保障は社会保障の信頼を大きく高めるとということで、消費税収の具体的な充当につきましては、国と地方の社会保障制度における役割分担に応じた配分を行うということで、国・地方それぞれについての財源の安定的な確保を図るとしているところでござ

ざいます。

また、地方自治体が地域の実情に応じて住民合意の下に提供するサービスに関しましては、独自の財源が確保できるよう、地方自治体の課税自主権の拡大・発揮について検討すると書いてございます。これは下に注がございしますが、有識者検討会の報告でも言及されているところでございます。

以上を踏まえまして、(4) 社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保ということで、まずは 2015 年度までに段階的に消費税率（国・地方）を 10%まで引き上げる。これによりまして当面の社会保障改革の安定財源を確保しているところでございます。

2 は社会保障改革の安定財源の確保と財政健全化の同時達成、これがこの改革によってどうなるかということを書いてございます。

社会保障につきましては、現在の社会保障給付のかなりの部分は赤字公債、将来世代の負担で賄われているということで、このことについては社会保障の在り方としても、国・地方の財政状況からしても放置することはできないということで「現在の世代が受ける社会保障は現在の世代で負担する」という原則に一刻も早く立ち戻ることで、社会保障改革の目指すところは、1 つは「社会保障の機能強化」ということですが、もう一つは「機能の維持—制度の持続可能性の確保」ということで、社会保障改革の財源確保と財政健全化は相反するものではありませんで、両者の同時達成が必要でございまして。これを踏まえまして財政健全化の同時達成を実現するというところでございます。

2015 年における姿ということで、具体的な 2015 年の消費税の充当先について記載してございます。これにつきましては先ほどの別紙 3 の 3 ページを御覧いただきたいと思っております。左側に先ほどの改革後の国・地方を通じました社会保障 4 経費をお示ししております。右側に現在の国・地方の消費税収 5 %、それに 5 %分の財源を社会保障に充てるということで、当然ながらこの段階ではまだ 4 経費すべてを消費税で賄うところまで至っておりません。この 5 %につきましては真ん中に機能強化とございしますが、先ほど御説明いたしました 2.7 兆円の制度改革による機能強化で概ね 1 %相当、そして経済成長を超えて、税制フレームの枠組みを超えて給付が伸びていく、追加財源の手当が必要な高齢化等に伴う増の部分として 1 %、そして年金 2 分の 1 の安定財源の確保ということで 1 %、都合 3 %分を機能強化ということで社会保障に充てるということでございます。

ちなみに、この機能強化 3 %の考え方は、社会保障国民会議においてお示しをした機能強化の考え方に沿ったものでございます。そして、後代負担になっている根っこの部分に充当する機能維持で 1 %、そして消費税の引上げに伴いまして社会保障支出等、国の歳出、物資調達について必要となります消費税のコスト 1 %を乗せまして、全体 5 %をこの部分に充当する形で全体の消費税の使途を考えているところでございます。

これを行いますと、4 ページはプライマリー・バランスを簡単にお示した図であります。現状ベースはそこにありますように社会保障及びそれ以外の歳出から出てくるプライマリー・バランスの赤字が重なった分でございますが、これに先ほどの 5 %を社会保障に充当

するという形で右側に更に乗せますと、先ほど御説明しました5%のうち、根っこの基準に当たる1%と、基礎年金2分の1の安定財源の確保に充てる部分と、高齢化等に伴う歳出等を安定財源に確保する部分の1%、この3%は政策経費を安定財源で確保するという形になりますので、定義上プライマリー・バランスの回復に資するということで、概ね3%がプライマリー・バランスの改善に資するということで、これによりまして2015年段階でのプライマリー・バランス対GDP比2分の1達成というのが一応見込まれるということで、2015年段階で同時達成への一里塚が築かれるものと考えてございます。

本文に戻っていただきまして9ページ、IV税制全体での抜本改革でございますが、社会保障・税一体改革におきましては消費税のみならず、所得、消費、資産にわたる税制全般の改革を実施するというので、注にございますように、本税制調査会におきまして大綱に示された方針に沿いまして、残された税制抜本改革の課題等について御審議をいただきまして、包括的な税制抜本改革の姿をお示しすることといたしているところでございます。

10ページは今後のスケジュールということでございますが、社会保障改革につきましては先ほどの別紙1のCの欄に、それぞれの項目ごとに工程が示されてございます。この工程に従いまして、税制抜本改革の実施と併せまして、各分野においてそれぞれ遅滞なく順次実施を図ることといたしております。

税制抜本改革につきましては経済動向等を踏まえつつ、遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するというので、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従いまして、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じるとしております。

以上のスケジュールに基づきまして、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進めることといたしております。

VIは経済成長との好循環ということでございます。成長と安心、社会保障と経済成長は車の両輪ということで、持続的な経済成長がないと社会保障の財政的な安定も実現しないということで、社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有しているということで、先ほどの個別項目の中にあります経済との関係で成長に寄与する様々な改革、医療や介護分野での雇用創出や新たな民間サービス創出のための環境整備、ICT等のテクノロジーを活用した社会保障費用の最適化、サービスの質の向上、医療イノベーション、ライフイノベーションの推進、ドラッグラグ・デバイスラグの解消等々、記載されております様々な経済の成長に資する諸改革につきまして列挙いたしまして、利用者・国民の利便の向上と新たな産業分野育成の観点から、諸改革を進めることといたしているところでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。ただいまの御説明を踏まえて御議論をいただきたいと思っております。御意見あるいは御質問でも、御自由にどうぞ御発言ください。

どうぞ。

○平岡総務副大臣

ちょっといやみな質問かもしれないんですけども、8ページの基本的な考え方なんですけれども、2のところに現在の世代が受ける社会保障は、現在の世代で負担することが原則だということを言っているんですけども、過去の世代が受けてきた社会保障で赤字国債で賄われてきた分というのが多分あるんだろうと思うんですけども、それについては誰が負担するかということについては、何か考え方が整理されているんですか。それとも、もうそこは放っておいて、これからの経済成長による増収とか、そういうことで補っていくとか、どういう整理がされているのかということを知りたいのが第一点と。

同じページの消費税率の段階的引上げのところですけども、2015年度までに段階的に引き上げるとするのは、どういう考え方に基づくのか。つまりは必要な費用、財源を賄うためには段階的に上げることでいいんだということなのか。だから段階的に社会保障給付というものが増えていくから、それに応じてという意味なのか、それとも経済に与える影響等を考えたら、段階的に引き上げるとするのが現実的であるということなのか。この社会保障改革の方で段階的ということを行っているのは、税制改正を中心に捉えたわけではないので、前者であるべきなのかなと思うんですけども、そこはどういうふうに整理されているのか。その2つをお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

審議官、お願いします。

○香取社会保障改革担当室審議官

まず、前者についてでございますが、先ほど副大臣がおっしゃいました、現在の世代が受ける社会保障は、現代の世代で負担する。実はこの表現は、昨年12月の有識者検討会の中でも使われている表現でございますが、恐らく明示的な議論がされたわけではありませんが、もう一枚「プライマリー・バランス（PB）の定義について」という紙がお手元にあるかと思うのですが、それを御覧いただきたいと思います。

これは御案内のことと思いますが、その左側に絵がございますが、これはもう釈迦に説法でございますが、現在、歳入は全体の税収は半分ぐらいしかなくて、残りは公債金収入で賄われているわけでございます。これに対しまして、歳出は政策的経費と利払費と債務償還費という構成になっているわけでございます。

通常、利払費までの部分が、いわゆる財政出資の赤字・黒字という場合の赤字でございますが、プライマリー・バランスは実は利払費を除いた、言わば当面の年々歳々の政策経費と年々歳々の税収との差分がプライマリー・バランスということになります。そうしますと、プライマリー・バランスとの関係で、少なくとも現在の世代の受ける給付は、現在の世代が負担するというのは、言わばこの絵を社会保障で描いた場合にはどうなるかという考え方で、少なくとも現代の世代が実際に年々歳々受給しているサービスに要する費用の部分は、やはり年々歳々の収入で賄うところを言っているんだと思います。

従いまして、実は今、御指摘がありましたように、過去の給付から出ている分、この絵で言えば過去の公債発行に伴う利払いでありますとか債務償還費というのは当然あるわけでご

ざいますけれども、実はそのところまでは、全体がプライマリー・バランスのことを念頭に議論していることもあるのかと思いますが、そこまでについての言及はないということでございます。

後者につきましては、具体的に段階的というのをどのように考えるかという議論は、会議の中ではされてはいないと思いますが、先ほどの別紙3の3ページのところを御覧いただきたいと思うんですが、社会保障の側からいたしますと、今、御指摘がありましたように、今この瞬間の今年の予算でも、実は当然根っこの赤字部分は存在しているわけございまして、基本的には先ほどお示ししましたような機能の充実と重点化・効率化を同時に実施しながら改革していくということになりますので、改革の進捗に合わせて安定な財源を確保していくことが必要である。その意味において段階的ということが1つと。

実はこの機能強化の中では、年金の2分の1部分については既に今年、来年、15年以前の段階から財源が問題になるということになります。勿論この部分は、最終的に安定財源で賄えることとなりますので、年々歳々の財源手当とそれの将来的な手当というのは一応二本立てで考えることができるわけですが、そういう意味でいきますと基本的には社会保障の側からすると必要な改革を順次行っていくことと、財源確保というのが同時に行われなといけませんので、その意味で段階的に改革と合わせて行っていくという趣旨で書かれているものと理解しております。

○峰崎内閣官房参与

進め方についてちょっとよろしいですか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

通常、税制調査会はかなり長期間、4月の初めに開かれて災害対策をやったんですが、改めて6月20日ぐらいまでに社会保障・税一体改革に対応してやろうということなんですが、アジェンダとして、つまり課題として何回ぐらいで、どういうことを議論していくのか。

例えば今日は社会保障改革の実態について議論を集中するのか。あるいは必要な財源を我々としてどうするのか。その辺りの今後の論議の進め方如何によっては、我々もこの議論に集中していいのか。それとももっと、例えばどういう財源で、どういうふうに持つていくのかとか、そこら辺の、もし4人の方々が発言されたところから読み取れと言えれば読み取るんですが、今後の大まかなスケジュールと課題を整理しておいていただくと、後がやりやすいと思います。

○五十嵐財務副大臣

最初に申し上げましたとおり、いわゆる税を中心とする財源の提案がある。これについて、税の観点から審議してくださいということと、税の抜本的な改革の方向性を再確認して、それを成案の中に盛り込む必要があるので、税の理想論というか積み上げてきたものがありますけれども、それについてもう一度確定していただくということの2つが同時のテーマです。

まず今、説明をいただきましたが、これについて審議をしていただいで、ですから、今日どうしてもやって終わってしまうということではありません。実は明日も予定しております。前半の部分で、今日伺った説明に対する疑問などを解消していただいで、議論が盛り上がって足りなければ当然明日もやらせていただきますし、また後半の部分について、今日足りなければ明日に回させていただくということで、自由に発言をしていただいで結構ということと。

議論は一応3回、後ろを決めているわけではありません。議論が盛り上がれば当然追加もあり得るとこの中で、当面今週3回程度やらせていただいくつもりでおります。それは議論の深まり方に沿って、かなりフレキシブルに運営をさせていただきたいと思っています。

○峰崎内閣官房参与

わかりました。

○五十嵐財務副大臣

亀井さん、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

政府の集中検討会議にずっと出ておりましたので、そのときのことから振り返って、今の案の位置づけについて確認をさせていただきます。

政府の集中検討会議は、有識者の方のほうが人数が多く、彼らが中心で、税制について直接的に何%がふさわしいかという議論がされたことはなかったと記憶しております。

議論を中心に引っ張った先生は、東大の吉川先生や井堀先生でして、その方たちは早く消費税を上げるべきだという考えなので、それで最後の方で井堀教授辺りから10%程度と私は考えておりますという御発言がありました。あの会議の提言というのは、いわゆる有識者の提言であって、段階的に10%に引き上げていくことも含め、それは議員がまさに税調で話し合うという位置づけで私は考えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

それから、集中検討会議のときに、消費税を上げること。例えば今、上げることによる景気への影響ですとか、同じ上げるにしても食料品等に軽減税率を設けるかどうか、そういう提言もいたしましたけれども、その有識者会議においては特に景気後退にはつながらない。また、軽減税率は設けるべきではないという意見のみでしたので、御報告をしておきたいと思います。この場で議論が深まることを私は願っております。

○五十嵐財務副大臣

今の亀井さんの御指摘に関して言わせていただければ、政府の社会保障改革案が出てきて、この場でその中身についても当然審議しますし、税の観点から特にとということですので、税に関してはこの税調が決定する場だと思えます。今、出ているのはたたき台という表現を税調会長もされましたので、そういうおつもりで深い議論をしていただければと思えますが、考え方は出ておりますので、この考え方について御議論をいただくことになると思えます。

○峰崎内閣官房参与

それでは、香取さん、今これを我々税調で議論しようとするときに、今お話になったよう

に社会保障の財源を、基本的には消費税をそれに充てようという大本の理解は出来上がっているんですけども、その前に保険料の世界で、年金や医療や介護あるいは雇用は保険料の世界があるわけですね。そうすると保険料はどのような負担をしていくのかということについての、我々は自助・共助・公助とかいろいろな形で分けるんだけれども、税を上げる前に保険料の世界ではどのような手当をしますということが入ってこない、税の議論は、では全部税で見るとですかという形になっていくのか。

私個人的には、中長期的に見ると保険料を持っている会計というのは実は大変タフなんです。制度として長続きするし、税だけで対応すると中長期的に財源難で必ず財務省の方から、財政が厳しいからということでカットされる。そういう意味で言うと、まず保険料の世界をしっかりさせた方がいいんじゃないかということが第1番目に来なければいけない。その上で、消費税の問題もどういうふうにするのか。

更に、神野先生の委員会では、車の両輪としては所得税と消費税が2つの両輪とあったので、これは税調でまた議論しなければいけないテーマなんですけど、まずその、いわゆる保険料の世界ではどのような改革がなされていくのか、この点が出てこない和社会保障論としてはまずいんじゃないかという感じがするんですけど、その辺りはどうなんですか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○平岡総務副大臣

関連してなので、保険料の世界でよく指摘されているのが法人の保険料負担の問題が、法人税率との関係でも議論されてきているわけですね。そういう意味においては保険料と税の役割の中で、保険料において個人負担の保険料と法人負担の保険料というものについては、どう議論がされて、どう整理されたのかということについてもお聞かせいただきたいと思えます。

○香取社会保障改革担当室審議官

まず、保険料と税の話ですが、先ほどの別紙2の裏側を見ていただければと思いますが、これも委員各位御案内と思いますが、社会保障給付は概ね全体の半分が年金で、3割が医療で、残りが福祉その他で、そのうち半分が介護というのが大まかな数字でございます。

これに対しまして負担の方は全体の6割が保険料、特に年金・医療・介護は保険料を中心に掲載されておりまして、税の部分が約4割ということになってございます。

今回、公費の部分についての推計を行っているわけですが、実際の社会保障改革につきましては、先ほどの別紙2の表側にありますように、社会保障全体の給付がこの改革によってどうなるかという推計をした上で、そのうちの公費部分についてどう財源になるかということをお示ししていますので、申し訳ありません、今日は用意しておりませんが、当日も参考推計ということで保険料部分も含めた給付全体、ここで言いますと121兆円の世界がどう財源構成になるかというのは、ざっくりした粗い試算でございますけれどもお示ししておりますので、保険料部分についても公費と同じような形で、基本的に現行制度をベース

に考えますので、というか、財源構成は現行ベースを前提に考えますので、基本的には相似形で保険料についても機能強化のための財源確保が必要になる。絵柄としては、そうなってございます。

もう一つは、改革案の中身の中で、公費に影響しない、保険料の世界で手当することで機能強化や拡充を図るといった項目も幾つかございます。

具体例で申し上げますと、恐縮ですが別紙1の5ページをお開けいただきたいと思っております。年金の現行制度に対する様々な改革として挙げられているものでございますが、そこに「●」で幾つか示してございます。これは、下の方に「●は公費への影響はなし」と書いてございますが、これは公費への影響はありませんが、保険料その他には影響するというところでございます。

例えば一番上の「●短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大」というのがございます。これは、総理からの指示事項にもございましたが、貧困格差対策あるいは社会保険の機能強化、適用範囲の拡大ということで、短時間労働者につきましても厚生年金の適用の拡大を図り、老後保障していくと。実は同じことを医療保険においても提起してあるわけですが、厚生年金は国庫負担が入っておりませんので、全体としては公費にははねないわけですが、この部分の適用を拡大いたしますれば、当然当面は適用された方については保険料が発生しますので保険料負担ということになりますし、将来的には、その保険料負担に基づく給付が出るということになりますので、将来的には厚生年金の給付にも影響するというところで、こういった保険料にはねない部分も含めて、全体としては改革の項目を考えているところでございます。

同様に3号の見直し、在老の見直し等々についても同様でございます。

被用者年金の一元化は、厚生年金と共済年金の統合ということでありますが、こちらについても同様でございます。

○五十嵐財務副大臣

小宮山さん、どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

今回、高齢者3経費に加えて、子ども・子育てで4経費にしたということは、再三申し上げているように、この政権として目指してきた社会保障の改革の大きな姿だと思います。当然、そこを充実するには負担が必要になる。そこは国民の皆さんにきちんと説明をすれば、皆さん御理解をいただけると思うんですが、どうもこの政権は説明の仕方がうまくない中で、これもまた請求書を書いたみたいな報道になったりしています。今回このことをかなり忙しく審議していますので、国民の皆さんの理解をどう得るかということ、考え方自体は非常にいい考え方で、これから持続可能にするために必ず必要なものだと思いますので、その考え方の理解を得るための工夫というか、そこにエネルギーを割く必要があるということ要望として申し上げたいと思っております。

もう一点、消費税のことが先ほど亀井さんからもありましたけれども、有識者の方から唐

突にと言うといけないんですが、低所得者の方にそんなに影響はないよ、だから上げるみたいな報道ぶりになっていることが、今まで民主党の中では、言うまでもありませんが、複数税率というよりは、給付付き税額控除のような形で低所得の方にちゃんと配慮をするということはずっと積み上げてきているはずですので、今回の社会保障改革の中で、低所得者の方たちには合わせた負担の上限を決めるという措置をしたり、まだ実現はしていませんが、昨年の税制改正の中で所得の再分配ということで、所得税の再分配の機能を高めたり、その合わせ技で全体に行くのか、当初考えているとおり、番号制度を入れて給付付き税額控除で行くのか。その辺り、本当に必要なことのためですが、負担をしていただくための納得の得る理論構築をしっかりとしなければいけないし、それをするのがここの役割かなと思っているということです。

低所得者の方のキャップをかけたということと、今回のこういう負担の仕方と関係をするのかどうかだけお答えいただければと思います。

○香取社会保障改革担当室審議官

冒頭で御説明申し上げましたように、基本的には子ども、サービス、年金とあるわけですが、それぞれの制度に共通する課題として、厚労省案の表現を使えば、社会的包摂ということになるのですが、できるだけ社会保障制度のネットワークの中に多くの人を保障していく。あるいは現役時代の保障をきちんと確保することで、そういった方々の老後の生活保障を支えるということで、言葉はあれですが、基本的にはできるだけ制度の中から落ちこぼれる人がいないように作っていくということで、基本的には適用の拡大をし、保険料負担や一部負担が負担できないことで、サービスが利用できなかつたり、制度から落ちる人については、それぞれきちんと手当をしていくという考え方で作られております。

先ほどの別紙1の7ページに「(再掲) 貧困・格差対策～重層的なセーフティネットの構築～」ということで書いてございます。

1番は、先ほど御説明した社会保険の適用拡大。その中には、医療保険の方では、被用者保険の適用拡大と併せて、国保の財政基盤の安定化、あるいは広域化ということが書いてございます。

2つ目では、社会保険の低所得者対策ということで、保険料の話と一部負担の話。それから、長期にわたって、あるいは高額な医療の負担をする方についての高額医療費制度の見直しというものがございます。

ただ、dは、今、小宮山副大臣がおっしゃいました総合合算制度ということで、医療や年金や障害や子育てそれぞれにサービスを利用するときに発生している一部負担について、世帯を単位に言わば一部負担の合算をいたしまして、家計の負担との関係で上限を打つという新しい制度を考えたい。これは名寄せ等々、情報基盤連携、具体的に言いますと、番号制度の導入が必要ですので、番号制度の導入と併せて行う。年金については、低所得者、障害者の加算あるいは受給期間の短縮といった形で手当をしていくということで、全体としては、こういった様々な形での低所得者対策を打つということを考えております。

税制との関係で、消費税が入った場合にどういう手当をするかということについては、直接的には私の記憶では、集中検討会議の御議論は無かったかと思います。厚労省案には給付付き税額控除の記載はあったか記憶は定かではありませんが、いずれにしても、その部分は税調での御議論を踏まえて、もし税との議論との関係で再び社会保障サイドで何か必要な手当があるという御議論があるのであれば、それはフィードバックした形で、またこちらの方で、というか、いずれにしても出口は一緒になりますが、記載の充実なり、政策を考えるとということになろうかと思います。

○五十嵐財務副大臣

池口さん、どうぞ。

○池口国土交通副大臣

9ページの本文のところに注が出てくるのは意味がわからないんです。普通、注は下に書いてあるのに、何か意味を持ってここで注を書いたんだろうと思いますが、これは何でこういう書きぶりになるかということ。

それは横に置いたとして、税制調査会がこうやるんだということをありがたいことにわざわざ書いていただいているんですが、税制調査会は平成22年度、23年度の大綱の方針を踏まえ残されたという書き方なんです、22年度、23年度は消費税10%という前提の大綱ではないと思いますので、日本においては消費税5%と消費税10%という税制は、従来であれば、前年度、前々年度の大綱を踏まえて付加するという議論でいいかもしれませんけれども、これでいうと、どうも消費税10%というのを前提にされているようなので、22年度、23年度の方針を踏まえ、残された課題という書きぶりはよくないと思います。

だから、10%というのを前提に議論するなら、本当に基から議論をしないと、この部分は22年度、23年度と書いてあるんだから、後で付け加えればいいという議論はちょっと乱暴だと思っています。

○香取社会保障改革担当室審議官

この部分の記述は、もし間違っていたら財務省に訂正いただきたいのですが、22年度、23年度の税制改革大綱等に示された方針を踏まえ、残されたという「残された」は、22年度、23年度の税制改革大綱に示された様々な改革事項の中で、既に実施された税制改革のことを指している、そういう意味でいうと、22年、23年で示された年次税制改革を含めた諸改革、諸改正の残された課題と私は理解をしています。

別に消費税との関係とか、ここに書かれていること以外のという意味ではなくて、まさにここにある税制改正大綱の中で、既に税調としてこれまで年次税制改正等々で措置したもの以外の残った部分ということで記載をしているのだと思います。

○池口国土交通副大臣

そうすると、それは税調の資料で書けばいい話で、社会保障改革の中の注でわざわざ書く意味合いがわからないです。今、言ったことであれば、税調の議論の資料の中でこういうことがありますよと書けばいいだけの話で、わざわざ社会保障改革で注を書くという意味合い

が何なのかということがわかりません。

○五十嵐財務副大臣

要するに、ここはむしろ財務省の話ですが、いわゆる税調にお任せする部分。言わば、社会保障改革本部としてはペンディングに近いという表現になります。要するに、税の部分は税調にお任せするので、そこに当てはめてくださいという意味です。

○池口国土交通副大臣

では、消費税 10%も無視していいということですか。

○五十嵐財務副大臣

もともと 10%というたたき台はあるのですが、この成案決定に向けた集約を図るとするのは、先ほど 1 の部分でお話をした。最初、2 つに分けて話しましたね。1 の部分については、まさに 10%のたたき台を前提として、その否の結果でもいいんですが、御議論をいただく。そして集約をするということでもあります。

○池口国土交通副大臣

ただ、それは 6 月 20 日までにまとめたいという提案をしておきながら、10%の議論と消費税を上げないという税調の議論というのは、全く別世界の議論になると思うんです。だから、今の段階で 2 つの前提を置いて、もっとも 6 月 20 日までに税制の議論ができるんですか。10%の消費税と消費税を上げないというのは、全く違った税制ですよ。

○五十嵐財務副大臣

それは、まさしくそれも含めて議論をしていただければいいことで、その結論が出るかどうかは、この税制調査会での審議の結果によるということでございます。

○峰崎内閣官房参与

私もいろんなところに出たりしているので、今度は答える側になるんですけども、これは去年の党の皆さん方も中間報告を出されたのではないですか。そして、社会保障の財源として消費税を軸にしなが、あのときは 3 経費だったかをやりますよということを答申されているわけです。

ですから、それをいつから上げるかというのは、また別問題としていただきたい。これからの社会保障経費は幾らかかると予測されるのか。そのことに対しては、財源がどれだけ足りないのかという議論を社会保障の集中検討会議で進めてきて、先ほど与謝野大臣が出されてきているということで、10%を上げてほしいという数字が出てきたというのが実態だと思います。

ですから、民主党が今まで言ってきたことと、消費税を 4 年間上げないんだと言ってきたこととの繋がりはどうなんですかということ、そういうプロセスに入ってきていますよということ。

○池口国土交通副大臣

私はそんな議論をしているつもりはないです。全然そんなことは言っていません。私が言っているのは、ここに書いてあるので、10%を前提で組立てがされているのかと思ったら、

それは全く無視していいということになると、無視した税制の議論と、10%にしたときの税制の議論は、私の主張としては全く違うんですよ。そうすると、どちらを議論するんですかということをはっきりしてもらわないと、それはどちらでもいいんですよということになると、それぞれの人は意見の言いようがないんじゃないですか。

○峰崎内閣官房参与

ただ、これはたたき台なんでしょう。

○五十嵐財務副大臣

これはたたき台ですから、たたき台については、議論させていただきます。

どうぞ。

○東内閣府副大臣

社会保障改革案の8ページの2の一段落目の最後ですが、これは教えていただきたいんですけども「『現在の世代が受ける社会保障は現在の世代で負担する』との原則に一刻も早く立ち戻る必要がある」というときはあったんですか。

つまり、現在の世代が受ける社会保障というのは、現在の世代の人も負担しているだろうし、基本的には、将来世代で支えているというのが日本の社会保障制度のありようではないのかと私は理解しているんです。でも、それが原則に一刻も早く立ち戻るということは、日本の歴史の中で、そういうときはあったんですか。ということは、逆を言えば、社会保障改革の目的というのは、今までとは違って、現在の世代が受ける社会保障は、現在の世代で負担する社会保障政策に変えていくんだということなら話は別なんです。それが大目的にならなくてはいけないのに、さも昔あったんだけども、それがいつかどこか狂ってしまって、その原点に戻ると読めるんですが、これは間違っているのではないかと。私が間違っているのか、書かれていることが間違っているのかよくわかりませんが、書いた人に是非教えてもらいたい。

○五十嵐財務副大臣

香取さん、どうぞ。

○香取社会保障改革担当室審議官

この表現は、下に注がございしますが、民主党の社会保障と税の抜本改革調査会にもある表現でございします。それを引用したものでございします。

○逢坂総務大臣政務官

そんな無責任な引用では、だめですよ。

○香取社会保障改革担当室審議官

それで、要するに考え方としては、保険料の世界というのは給付と負担の関係が明確になっていますので、勿論、年金のように世代間扶養で構成しているものもありますが、基本的にはそれぞれの人の拠出と給付の関係というのは明確になってございします。

ここで問題にしているのは、社会保障に一定の公費財源が投入されているわけですが、そのまさに公費の財源が実は当該世代の負担ではなくて、言わば子どもの世代に借金をする形

で現在世代の給付に当たる公費を賄っている。そのことを実は問題にしているということなので、前段の方にありますように、現在の社会保障給付の財源の多くが赤字公債、すなわち、将来世代への負担で賄われている。このところを、やはり基本的には子どもの世代にツケ回しをしないで、自分たちが受けている分は自分たちできちんと賄うようにしようということを行っているわけでございます。

勿論、これは国の財政全体がそういう構造になっておりますので、社会保障からだけではないんですが、今のお話で言いますと、赤字公債を発行していなかった時代、昭和 50 年代ぐらいより前は当然ながら赤字公債を発行しておりませんので、当該世代の給付に係る公費負担はそれぞれの世代がきちんと負担をしていた、ということになると理解しております。

○小宮山厚生労働副大臣

ずれているのではないですか。

○東内閣府副大臣

ずれてしまっている。話が何か進んでいかないですね。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

多分、今、香取さんが言ったことはみんな理解していて、ここの書きぶりの原則に立ち戻るとというのが前もあったんですかという、それは党の方で書いたものをそのままということですけども、もし、こういう形で、私もこれがいいと思うので、そうすれば、これは原則を打ち立てるべきであるとか、そういうことを書けばいいのではないですか。立ち戻ると言ったから、もとはいつなんですかという話になるので、こういう原則を打ち立てるべきだという、打ち立てる必要があるというような言い方にすればいいというだけのことで、言っていることの中身を言っているわけではない。表現ぶりの話だと思います。

○五十嵐財務副大臣

賦課方式になったときの原則に即しなさいという意味で、原則に立ち戻るという表現を使っているんだろうと思います。

○峰崎内閣官房参与

そうすると、今のところは、要するに積立方式でなく賦課方式ですよといったときに、例えば年金は、何で年金が支給されるようになってくるのかといいますと、積立方式だったら自分が積み立てているんだということになるけれども、これは実は成立しない議論だと私は見ているんですが、それはやったチリだとかそういうところで大失敗していますけれども、そういう意味では、今、おっしゃったように、私はやはりそこは賦課方式、つまり再分配の世界を進めているから、次の世代がそれを、年老いたお父さん、お母さんに個人的に仕送りしていたものを、今度は公的にやろうということですよ。

だから、そういう意味での、東さんがおっしゃったように、この表現だけだったら、そういう賦課方式の理解はなかなか広がらないのではないかとということをおっしゃって、すごく

そういう点では、とらえ方がそういう意味で、まさに家族というところの共同体が崩れていて、それはある意味では社会的に面倒を見ていくという、子どもの面倒を見る、親の面倒を見るという、それは社会保障なんだ。そこのところはしっかり押さえておけば問題ないのではないかと思うんです。

○五十嵐財務副大臣

誤解されないようにですが、テイクノートしておいてください。

○峰崎内閣官房参与

それでは、別の質問を2点だけさせていただきます。

香取さん、これをGDP比で見たとき、2015年は一体、これは消費税を實際上5%上げるといった場合でも、これはどのぐらいの国民負担率になっていくのかというのは、推計はできているのかどうかということ。

それとプライマリー・バランスは、これは私は集中検討会議でも言ったんですけども、2020年まで目標を立てていますね。そうすると、2020年の社会保障の姿もおおよそは、ある程度、こういう改革を進めていきますということがないと、途中の2015年というのは何かえらく中途半端な感じがするんですが、その辺りは、ある意味では、とりあえず2015年までということなんでしょうけれども、その2020年も出さないと、非常になかなか難しいのではないかというのが1点。

もう一つは、プライマリー・バランスの表がありますけれども、3%が今までのいわゆる赤字国債で高齢者3経費を賄っていた分の負担である。2%が機能アップとして純粋に使う分である。そうすると、消費税を5%上げて、實際上、機能上は3%赤字国債を減らして、2%は機能アップだということになると、5%上がったんだけど、機能が5%上がるんだろうというふうに見てしまうのではないかという気がするので、そういう見方に対してどうするかということ。

それと、ほかの財源との関係があるけれども、そのまま、ほかの財源が横ばいだとすると、これはデフレを加算するのではないかという、そんなおそれを持つので、これは香取さんに答えてもらうよりももっと別の、経済財政政策担当大臣などがおられるときに聞いた方がよかったのかもしれませんが、その辺り、もし、香取さんの見解でも構いませんので、出していきたいと思います。

○香取社会保障改革担当室審議官

すみません、質問の趣旨がよく理解できなかったんですけども、2015年は消費税1%、約2.7兆円となりますので、単純に計算しますと、5%は13兆円ちょっとぐらいという計算になるかと思います。

それで、単純に国民負担率で計算すると、2015年はGDPが恐らく500兆円ぐらいになると思うので、計算すると出てくるのではないか。もともと、GDP比の3%削減で大体、たしか7.8兆円ぐらいだったと思うので、それで3%ですから、その分がそのまま計算できるのではないかと思います。

○峰崎内閣官房参与

どうしてですか。

○香取社会保障改革担当室審議官

それから、2つ目は何でしたか。

○峰崎内閣官房参与

いや、まず最初のもので、3%の赤字国債分は減らしていくわけでしょう。

○香取社会保障改革担当室審議官

すみません、先ほどの「プライマリー・バランス（PB）の定義について」という紙をもう一度見ていただきたいんですが、これと別紙3の4ページの表と両にらみでなんですけれども、プライマリー・バランスの回復のためには、勿論、ここで言うところの社会保障自体の中に、公費を賄うために出している言わば赤字国債の部分を勿論消すという、1%部分は当然なんですけれども、今後、増大していく、つまり、今の税収のフレームでは賄えない、安定財源が確保できないで、そのまま放置しておけば赤字国債、その他の財源で賄わなければならない部分について、つまり増加してくる政策経費について安定的な財源をきちんと確保するという手当てができますと、この政策経費と税収との間が埋まっていくことになります。

それで、埋まっていくことによって、定義上、プライマリー・バランスは回復されることになりますので、例えば基礎年金を2分の1に上げたときに、見合いの政策的な安定財源を手当てしないでその政策を実施すれば、その分は言わば点線が上に上がることになりますので、PBは悪化することになります。きちんと財源の手当てができればその分は埋まっていくことになります。

今、2分の1はその他財源、埋蔵金その他が手当てする格好になっていますので、手当てできていないことにはなりますが、安定財源で確保すればそこは埋まることにはなりますし、高齢化等に伴う増も、それに見合った税収増は、税収増のフレームを超える歳出ですので、ほうっておけば、そこはPBバランスが悪くなるわけですが、きちんと財源手当てをすれば政策経費の増に見合って税収を手当てすることになりますので、そのことによってPBバランスは回復するということになりますので、直接的な財政赤字の削減は勿論、PBバランスの回復になります。政策経費をきちんと安定財源で手当てするということをきちんとやり続ければ、少なくとも財政収支のところまでは届きませんが、PBまでは届くということだと理解しております。

○五十嵐財務副大臣

そちらの財源にお引越して余裕が出る分、国民にはほかの財政支出という面でメリットがありますねという話なんだろうと思っています。

要するに、5%上げるのに2%分しかないから、国民のメリット感がないではないかという御質問に対して、今までほかの分で手当てしていた分を安定財源として手当てするから、その分、そちらで足りないで、そちらに充当されていた分は、ほかで国民のための財政支出

の財源になるのではありませんかという意味で、2%しかメリットがないということにはならないというお話だと思います。

○峰崎内閣官房参与

よくわかりませんね。

○五十嵐財務副大臣

いや、年金、社会保障については2%なんですけれども、ほかにもメリットが一切ないという話にはなりませんという話ですね。

亀井さん、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

先ほど、保険料の部分の話がなくて、そこがどのくらいになるのかわからないと議論ができないのではないかと御指摘があったんですけども、私も同じ疑問を持っております。政府の検討会議に出ていて、特に年金制度を議論したときに、各新聞社を呼んで、その案を全部ヒアリングしたことがありました。あのときに、まず高齢者3経費プラス子育てまで入れたときに、その全てにかかる費用を税だけで見るのはとても、どれだけ上げたらいいかかわからないから、それをまた全部年金に使いますというわけにはいかないの、保険料方式を維持するべきであるという意見が大勢でして、そこに落ち着いたと私は理解しております。

一方で、最終的に国民年金まで入れて一元化をするにしても、いきなりは無理なので、まず被用者年金、2つのものを一緒にしましょうということでも制度としては合意をしています。ただ、非正規雇用まで厚生年金を広げていって、その年金の保険料がきちんと労使折半なのかとか、その辺のことというのは全然、議論もされておらず、私はこの制度で行うに当たって、果たしてこれだけのお金で足りるのかということも実はとても疑問なんです。それも政府の検討会議ではわかりませんでしたので、一応申し上げておきますけれども、何かコメントはございますでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

それに関連するんですけども、先ほど2015年の保険料と公費の推計があるというふうにおっしゃったもので、それに答える意味でもまた資料を出していただいた方がいいのではないかと思います。その上で御説明いただいた方がいいと思います。

○香取社会保障改革担当室審議官

すみません、参考でお示ししたものでしたので御用意しませんでした。一応、現段階で、このフレームを前提に給付の全体像をつくった場合にどうなるかというのは作業しておりますので、お示しをしておきます。

それから、税と保険料の関係ですが、先ほどの別紙2の裏側の全体の財源構成の絵がございます。勿論、年金、医療、介護、それぞれによって保険料と税の構成が違いますので、完全にイコールではありませんが、基本的には全体の給付が例えば10%増えると考えたら、当然、相似形で増えてまいりますので、税で手当とする分に見合っただけで保険料の財源は必要に

なるという構造に基本はなります。

もう一つは、今度の改革の中で、例えば低所得対策に保険料を手当てしているような形でお金を入れているものがありますから、そうしますと、その部分は言わば保険料が税に振り替わるという形になります、そうしますと、そういったいろんな要素を全部織り込んで保険料への影響を出さなければいけませんし、先ほどの厚生年金の適用拡大のように、公費には関係ないんですけども、社会保険制度の中でいろんな制度改正をすることで保険料が動く、増えたり減ったりする分がありますので、一応、そういうものを全部織り込んでということになりますので、今回はこれに間に合わせるためのざっくりした推計しかしていませんので、一部抜けがありますが、概ねどれくらいの規模感になるかということをお示しできると思うので、それは用意させていただきます。

○五十嵐財務副大臣

今のお話に関連なんですが、現行の税と保険料の比率を前提にして計算をされているかのように聞こえましたけれども、そうすると、3号被保険者の見直しなどはほとんどやらないということと同じことなのではないか。3号被保険者の見直しをやれば、実はそちらの方ではかなりの財源になるはずなんですが、それを、お題目というのもおかしいですけども、目次だけ3号被保険者の見直しというものが入ってくるだけで、実質的には検討はないというふうを受け止められる。

そうすると、短時間労働者に保険を付与するというのは、一見よさそうに聞こえるけれども、そこは変わってくると、逆に主婦は働けない、パートの時間を短くするだけということに終わってしまって、税制もそれを念頭に置いているわけですけども、働き方に中立的な制度にならないのではないかというのを何度も私は言わせていただいているんですが、そこはないとおかしいのではないですか。皆さんに喜んでいただけたら、逆に社会保険料負担がくっついてくるのなら嫌だよと言って、みんな本来、働いていただくべき方々がより働かなくなるという方向に動いて、だれも喜んでくれないということになりはしないかというのを心配しているんですが、そういう意味でも保険料の世界での改革論をもう少し丁寧に資料を付けて持ってきていただきたい。

それで、もう時間がなくなってきたんですが、松下さんどうぞ。

○松下経済産業副大臣

初めて参加して、戸惑っているところもあるんですけども、前回、官邸で民間議員の人たちも入った社会保障改革に関する集中検討会議に出て、私も初めての出席でしたが、税調の雰囲気はまずくするのかもしれないけれども、そのときに片山大臣から、地方の声を十分反映してきていないのではないかというお話が確かあったと思います。それを聞いていて、やはりなるほどと思うところもあるんですよ。それがその後、どうなってきて、ここでもう決着がついた話なのかどうか。

もう一つ、福山官房副長官が、5%上げるんだけれども、その中身が、本当に社会保障に行くのは1%で、残りの4%は借金返しとか赤字返しに行くのではないかというようなこと

を言っておられたと思うんですが、そういうもので政治的に国民に十分説明し切れる自信がないというようなことをおっしゃいましたけれども、その辺の議論は、その後、何か今日までの間に整理されてきているのでしょうか。それはもう済んだ話でしょうか。

○五十嵐財務副大臣

いや、決着していません。議論をしていただくということになると思います。

どうぞ。

○片山総務大臣

申し上げようと思っていたんですが、私は今、松下さんが言われたことについて御説明しますと、社会保障というのは年金は別にしまして、医療、介護、子育て、障害者福祉、すべて自治体が主として担っているわけでありまして。その自治体がやはりこの政府の改革案については全部でなくても、概ね了として、よし自分たちで担っていこうということにならないと、これは本当に絵に描いた餅になる。むしろ逆に反発が来ると、これは目も当てられないわけでありまして。

したがって、最初から自治体の意見をよく聞いてくださいよという話を申し上げておまして、聞くということだったんですけれども、結果としてみれば、ほとんど聞いていません。社会保障のあり方について、ちょっと聞いて、その聞いたというのも音声として聞いただけでありまして、これは失礼ですけれども、耳を傾けて自治体の意見を取り入れたということにはなっておりません。財源のあり方については全く聞いていません。そういうことではだめですよということをかなり厳しく申し上げました。

具体例を言いますと、自治体というのは補助事業も単独事業もやっています、単独事業にもいろいろあって、例えば敬老の日に何かプレゼントをするなどは自治体の自由です。やってもいいし、やらなくてもいいし、もしやりたければ合意を得て、金がなければ自主的に増税をしてもいいです。例えば乳幼児とか、最近では未就学児童の医療費の無料化とかを全国的にやっているわけです。これをどう評価するかというのは、やはり民主党政権としては評価は示すべきです。それは勝手にやっているんだと。やめてもいいし、やりたければ自分たちで課税自主権で勝手に増税してやればいいではないかという態度をとるのか。それは自治体が全部やっていることを前提にして、我が国の医療制度はできているんだから、それを評価すべきなのかというのは、政権としてかなり真剣に考えなければいけない問題なんです。正直に言って、この案はたたき台ですけれども、それは放っておけばいい。自治体の判断だということになっているので、それで本当に民主党政権がいいのかということです。

妊婦の健診とか自治体が単独でやっていることを前提に、国庫補助事業はできているわけです。保育料の軽減とかいろいろな、痒いところに手が届くところを自治体が基礎部分でやっているわけです。それを評価していないという意見が出てきます。その評価しないことを前提にした財源論も出てきていて組み立てていますから、率直に言うと、こんなのは自治体がうんと言うはずがないんです。だから、ちゃんと意見を聞いてくださいねということをおの間申し上げて、意見を聞くということになりましたので、これは政府も聞く機会を持つこ

とになりますし、与党にも先般お願いを申しあげまして、ちゃんと聞いてくださいねということでもありますから、そのプロセスを踏まなければいけない。急がば回れ。すぐに6月20日とかそういう期限を区切って、そこまでにどんどん行って、大事な問題は抜きにして、そそくさとやって、結局世間に出たら、ぱんと弾けてしまうというのが今までの歴史なんです。何回やってもこれは教訓として身に付かない。そこをちゃんと新しい政権なんですから、きちんと耳を傾けて、聞くべきところは聞いて、それでやらないと結果的にはうまくいかないということを私は申し上げたわけです。

○平岡総務副大臣

今日で済みではないので、またあるんだろうと思うんですけれども、一応問題提起というか、どうなっているかというのは今日でなくてもいいですから、教えてもらいたいと思います。

大きく分けて2つあって、1つは年金なんですけれども、別紙1を見ると、例の年金一元化の話は新しい年金制度を創設というところで書いてあるんですけども、これについては将来の議論だからということで、計数的なことも何も書いていないんです。ただ、これをやるとどういうふうに影響が生じてきて、例えば財源としてどうするのかということについての材料の提供もなしに、ただ単にこういうふうに書いてあることはもうやらないということではないだろうかと。現行制度の改善というところだけやって、そのまま行ってしまうのではないかという印象を私は受けるんです。そういう意味では、新しい年金制度の創設のところについても、ある程度、計数的なものを入れて、それに対してはどういう税制なりが対応しなければいけないのかという情報が欲しい。

年金について更に言うと、被用者年金というのは私の認識ではそんなに問題はなく、一番問題なのは国民年金です。国民年金について、ここに充実とか重点化、効率化というところが必ずしも厚生年金と共済年金に共通している部分としてのものはあるかもしれませんが、全くその問題意識がこの中に表れていないところについて、国民年金については一体どういう将来像を描いているのかということも、併せて示していただきたい。

消費税のところですけれども、先ほどの別紙3の1ページに予算書が書いているのは、消費税の国税の収入部分だけが書いてあって、地方については下に出ているわけです。そもそも消費税について言うと、地方消費税と消費税の地方への交付税に回る分です。その位置づけを例えばこの別紙3の4ページの改革後のベースのところ書き表されたときに、これは地方消費税なり、あるいは消費税の地方に回る部分について、どういう認識で考えているのかが全然わからない。

財源論から言えば、先ほどの片山大臣は何を地方がやっているのかという給付の方を中心に考えて、問題提起があったと思うんですけれども、税から見たときにどう考えているのかわからない。そこはもうちょっとしっかりと示してほしいというか、我々が示さなければいけないのかもしれないけれども、この社会保障改革の中でどう考えているのかということを示してほしい。

○香取社会保障改革担当室審議官

今お答えできる範囲内です。まず年金のお話ですが、4ページにある新しい年金制度の総説の部分は、30日に頂きました民主党の調査会の報告に基本的には沿って書いてございます。御説明でも費用推計とかシミュレーションについては30日の段階では行っておらないということで、引き続き調査会で作業をするというお話でしたので、いただいた党の議論を踏まえて、それに沿って書いていくということですので、現段階では書けることはすべて書いてあるということでございます。

○平岡総務副大臣

政府としては、何かそれに対しての考え方は示さないということなんですか。党が書いたことで、特にすぐに影響が生じるものではないから放っておきましょうというのが政府としての立場だということですか。

○香取社会保障改革担当室審議官

集中検討会議も政府与党の下に置かれているものですので、党の議論を超える書きぶりは少なくとも、年金については党でまだ議論をしているところなので、その段階で書ける範囲で書いたということでございます。

先ほど五十嵐副大臣からあった3号のことでございますが、これも同様で、ここで書いてあるのは現在の3号の制度。つまり現行制度の3号についての見直しということですので、3号をそもそも新しい年金制度のように同一保険料、同一給付という形で報酬比例年金を適用するという前提ではなくて、今の3号制度の見直しということで、むしろこれはそこにありますように、報酬比例部分の給付負担面を2分2乗という形で個人単位化する、現行の言わば2号の方、配偶者の払っている保険料なり給付を2分2乗で配分するという形で年金を確保するということですので、この改革ですと3号から例えば1万6,000円の保険料をとるという前提で議論をしておりますので、そういう意味で現行制度の3号を前提に、どういうふうに給付の確保を図るか。あるいは保険料の徴収を旦那さんとの関係で配分をどうするかという議論ですので、その部分はどちらかと言えば、新しい年金制度の中で、そもそも配偶者をどうするかということを整理して、そこで言わば、こういう前提で行くとすれば、こういう金額というのをお出しをするということになるかと思えます。

○五十嵐財務副大臣

どうしてそれをやらなかったのか。要するにこれは単なる離婚対策にしかになっていないのであって、別に財政上、プラスにもマイナスにもならない話だと思います。そうではなくて、働き方やそのあるべき姿と比べてみて、どういう制度をつくるかというのに全くコミットメントをしていないのではないかという話をしています。

○峰崎内閣官房参与

五十嵐副大臣、私はそのところは配偶者控除の廃止の問題とか、今の被用者年金の拡大で、パートへの厚生年金の拡大はかなり一連のものになっているので、今のような形になると、一つだけだったら、きっと恐らく五十嵐さんがおっしゃるように、それでは余り意味が

ないのではないかという感じになってしまうと思うんです。全体としてM字型カーブを解消し、いわゆる労働力を増やしていくために何をしなければいけないかという観点で見ると、被用者年金の一元化、パートのいわゆる厚生年金拡大とか、それと配偶者控除は密接に絡んでいると思いますので、そこで議論をしたらいいと思います。

私が1点言いたいのは、松下さんがおっしゃった、最後の福山さんの問題、私も一番問題なのは社会保障の引き上げのためには幾ら要るんだろうと。それらの機能アップがどれだけあるんだろうかということ进行全面に出していかないと、政治的にはもたないのではないか。そうすると、いわゆる5%最初ありきだったらまずいので、地方消費税の問題も今は4対1の割合ですね。25%。そうすると、その地方消費税も国がこれだけ要るとしたら、地方は幾ら要るのかということを考えてときに、配分比率を変えるなら別ですけれども、必要な金額がどれくらいだというのが出てくると思います。

そのところを出して、私は10というのは確かに物すごく重要な決断だと思うけれども、もしかしたら、それよりも必要になるかもしれないと思ったりするので、そこはしっかり議論をした方がいいのではないかという感じがするんです。腰だめの数字でもいけないし、10というのは切りがいいからというのもいけないし、必要なものは何なのかを国民に率直に出していく必要があるのが税調の役割なのではないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

まさにそのとおりだと思います。松下さん。

○松下経済産業副大臣

もう時間になりましたので、私はこの後、原子力災害対策本部がありますので、すみません。税の抜本改革には全然入りませんでしたけれども、法人課税で次回ささやかな提言をしたいと思っていますので、またよろしく願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○東内閣府副大臣

20秒で終わります。峰崎さんの提言に私は賛成です。その上で社会保障改革案は誰が政治家が責任を持ってこれを書いたのかどうか分かりませんが、一番最後の10ページの第6章に付け足し程度で、経済成長と好循環の実現というのが書いてあります。ここで書いてあるのは、社会保障と経済成長は車の両輪だと。こうやって言うっておきながら、民主党の中でも与党の中でも経済成長戦略というのを出しておきながら、それとの連携が全く見えない。メニューだけを提示している。

だから、先ほどどなたかが言っているとおりに、まず初めに社会保障改革をするに当たって、その財源は税でもって全部やっていかななくてはいけないという話になってしまうのではないか。そういう意味では、もし経済成長との好循環の実現を入れるならば、政府与党として経済成長戦略を持っていて、それを実現するに当たって、もしそれが実現された場合にこういうふうになると。しかし、それでも足りなくなる。そこで峰崎さんが言われている、この社

会保障を更に充実して実現していくためには、これだけのお金が足りなくなるという話になれば、まだ説得力があるんですが、いつも私はこの会議で、もっとダイナミックに経済成長を考えていかななくてはいけないし、そのためにはありとあらゆる議論をして、尽くしているのかといったら、そうではないんです。いつもスタティックな話になってきてしまう。そこに非常に私はクエスチョンを付けたいと思います。そのことだけ是非申し上げておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。盛り上がってきているんですが、明日もありますので、先ほど予告をさせていただいた抜本改革の方向性については、尾立政務官と逢坂政務官から御説明をいただいて審議する予定でしたけれども、もうその時間がございませんので、次回の御議論にずらさせていただきたいと思います。

予定の時間となりましたので、本日はこの程度にさせていただきます。

○逢坂総務大臣政務官

一言だけよろしいですか。今日いろいろな議論が出てわかったことは、ここの議論は国民の皆様はどう映っているかということで、非常にわかりにくいと私は感じます。今回の改革案は用語もそれぞれの解釈があって、わかりにくいところがあるので、少しでもわかりやすく説明をする工夫は我々自身がしなければいけないと強く感じました。その上で多少言葉の解釈に難しさがあるところもあるので、丁寧にやるというグループを変えてはしないんだということだけを申し上げておきたいと思います。このままだとマスコミの皆さんもわからないし、国民もわからないし、何かわからないうちに政治家も本当に責任を持って決めたのかというところがあいまいなままに決まっていきそうな気がしてしょうがないので、そのことだけ申し上げておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それも含めて、今後また詰めて、やらせていただきたいと思います。

○尾立財務大臣政務官

すみません。香取さんをお願いなんですけれども、民主党の提言をベースに、それを越えられないというようなお話があったと思いますが、この表の中でどこが民主党の提言で、どこが政府の独自につくられたのか。色分けができれば、そういう整理をしていただけるとありがたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

決して 10%ありきだとは思っていません。集中検討会議で相当な議論を重ねられた上に、たたき台として出されてきたものと解釈していますので、10%ありきで出してきたと私たちが決め付けるわけにはいかないと思います。とにかく真摯に出されました案については、真摯に検討をしていくということで、そして丁寧にわかりやすく説明をできるように議論をしていきたいと思いますという事は変わりがないと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し

上げたいと思います。

本日はこれにて終了させていただいて、次回は明日になると思いますが、御議論をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。